雫石町行政改革大綱(第3期第6次改訂) 概要版

行政改革とは(行政改革大綱と改訂の趣旨)

行政改革とは、第三次雫石町総合計画基本構想に定められたまちの将来像「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」を実現するための行政のあるべき姿・体制づくりの取り 組み。

(|) 行政改革大綱とは

行政改革大綱は、住民視点で持続可能な行政サービス基盤を図るため、行政組織の見直し や事務事業の改善等、行財政運営の改革に向けた取り組みの方向性を示すもの。

(2) 改訂の趣旨

町は、令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とする「雫石町行政改革大綱 (第3期第5次改訂)」に基づき、取り組みを進めてきた。町が、これまでの行政改革の取 り組み成果や近年の社会経済情勢を踏まえながら、引き続き、新たな時代に対応できる行財 政運営と住民サービスの維持・向上、そして町総合計画に定められたまちの将来像の具現化 を目指し、新たな視点による行政改革の取り組みを進めていくため、改訂を行うもの。

2 町行政改革の経緯

これまで国における行政改革の取り組みに合わせ、3期にわたる行政改革大綱のもと、町の 行政改革の取り組みを推進してきた。近年では、第3期行政改革大綱第5次改訂のもと、新型 コロナウイルス感染症の世界的な流行による感染症への対応とともに、当町では町議会議員や 町職員管理職へのタブレット端末の配布やオンライン会議・テレワークの実施といったデジタ ル技術の活用や働き方改革等、従前にない対応を行政改革の契機として業務改善に取り組むこ とで、継続して町の行政改革を推進してきた。

3 町を取り巻く環境の変化

- ① SDGsへの取り組み
- ② デジタル田園都市国家構想への取り組み
- ③ 自治体DXへの取り組み
- ④ GXへの取り組み
- ⑤ 岩手県の動向

4 町の現状と課題、行政改革の必要性

<現 状>「第三次雫石町総合計画(R2.3月策定)」や「第2期雫石町まち・ひと・しご と創生総合戦略(R2.3月策定)」、「デジタル田園都市国家構想」のもと、地域課題の総合 的解決と魅力あふれる地方創生の実現を目指している。

<課 題> 人口減少・少子高齢化のさらなる進行、デジタル技術の急速な発展や環境問題・ 防災に対する意識の高まり等といった社会構造は日々変化を続けている。行政においても人 材や財源といったリソース不足が招く公共サービスの縮小と持続可能な行財政運営に向けた 対策が喫緊の課題となっている。

<必要性>今後ますます限られてくる資源を有効活用し、最小の資源で最大の効果を挙げ る取り組みを確実に進めていく必要がある。これには、町の将来を見据えた行政改革が急務 であり、近年の社会経済情勢を踏まえた行政のあるべき姿や体制づくりを新たな視点で振り 返り、従前から発展した取り組みを展開することで、住民ニーズに適切に応じたよりよいま ちづくりと時代の変化に応え得る行財政運営の実行に向けた積極的な行政改革の取り組み推 進が必要である。

5 行政改革の基本理念

「信頼で築く住民主役のまちづくりの推進」

まちの将来像の実現に向けて、多様な関係機関との協働により、より良い住民サービスを安 定的に提供し続けるため、行政改革の取り組み推進にあたっては、「信頼で築く住民主役のま ちづくりの推進」を基本理念とする。

6 行政改革基本方針

基本理念を具体化する基本方針は、以下4本の柱に基づき、具体的な取り組みを進める。

行政改革基本方針

- I 住民参画の推進と協働による行政運営
- 住民ニーズに対応した行政サービスの提供
- Ⅲ 持続可能な行財政運営の推進
- IV 時代に即した行政組織体制の構築

7 計画期間

計画期間は、令和6年度~令和9年度の4年間とする。

8 行政改革実施計画と進捗管理

行政改革の取り組みを有効的かつ効率的に、さらに各課、職員各々が積極的に実行するため、 具体的な取り組み内容を実施計画として策定する。実施計画では、PDCAサイクルを用いた進 技状況の評価ができるよう、具体的な取り組みを示すとともに、数値目標を設定し、必要に応 じて内容を改善しながら取り組みを進める。取り組みの進捗管理に当たっては、実施計画で定 める内容について、毎年度、庁舎横断的に取り組み実績を把握し、数値目標を基準として進捗 状況を分析することで、評価判定を実施する。また、実施計画の最終年度には、計画期間にお ける取り組み結果を分析することで、総合的な評価を行う。

9 行政改革の推進に向けて

(I) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係性

自治体がSDGsに取り組むことは意義深く、また、SDGsの基本理念は、本町における行 政改革の取り組みとの親和性が高く、かつ町総合計画策定の趣旨とも整合性があることか ら、町はSDGsを導入し、行政改革・町総合計画・SDGsを一体的に取り組むことで、将来 にわたって活力ある社会の維持を目指す。

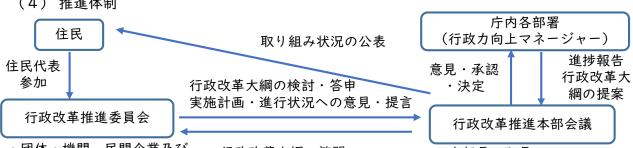
(2) オフサイトミーティングの開催

幅広い視野と発想をもち、意欲的に取り組む「職員の意識改革」を進めるため、庁内職 員の横断的なチームの編成やオフサイトミーティングを必要に応じて開催し、行政改革の 提案ができる体制を確保する。

(3) 行政改革取り組み状況の公表

行政改革の推進には、行政と住民が、その必要性や取り組み内容をともに理解し、協力 関係を築いていくことが重要であることから、本計画に係る行政改革の取り組み結果を公 表する。

(4) 推進体制



- ・団体・機関、民間企業及び 行政改革大綱の諮問 住民等から幅広く選任(委員 は15人以内)
 - 実施計画・進行状況の報告
- ・本部長 町長
- ·副本部長 副町長、教育長
- ·本部員 各課課長等

雫石町行政改革大綱(第3期第6次改訂) 概要版

10取り組みの方向

<基本方針(4つの基本柱)と取り組みの方向> <具体的な取り組み内容> 住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握 基本柱I 住民参画の推進と協働による行政運営 (2)地域の人材育成と活動支援 多様な主体が参画できるまちづくりを推進するとと もに、民間活力の活用を考慮した公共サービスのあり (3)民間活力の活用 方検討に取り組むことで、行政と地域が協働する行政 運営を目指します。 4 んなが 信頼で築 第三次雫石町総合計 より良い行政サービスの提供 住民ニーズに対応した行政サービスの提供 石 行政情報の発信とICT活用の推進 町 職員の接遇力向上を図りながら、利便性の高い行政 行 右 住 未来に 手続やわかりやすい庁舎内環境、また、町政情報の発 政 信強化に取り組むことで、常に住民目線のサービス提 改革 主役 供を目指します。 ·大綱 の 画 ま (まち 基本柱Ⅲ 財政基盤の強化と財政健全化 (基本理念) づ ふるさとしずく 持続可能な行財政運営の推進 の 公有資産の管理運用による経営合理化 計画的な行財政運営に取り組むことで、将来にわた 将 の り安定した行財政基盤の確立を目指します。 ?来像 推 業務の効率化と効果的な施策・事業の展開 進 (1)人材の育成と行政組織体制の推進 基本柱IV 時代に即した行政組織体制の構築 (2) 組織の内部リスク管理体制の強化 人材育成や適正な組織体制の推進に取り組むことで、 新たな時代に対応できる行政組織の構築を目指します。